

消防の動き



2011
9
No.485

- 「たばこ火災被害の低減対策に関する協議会」
中間取りまとめの公表
- 平成22年（1月～12月）における火災の状況（確定値）
- 災害時要援護者の避難支援対策の調査結果について



FDMA
住民とともに

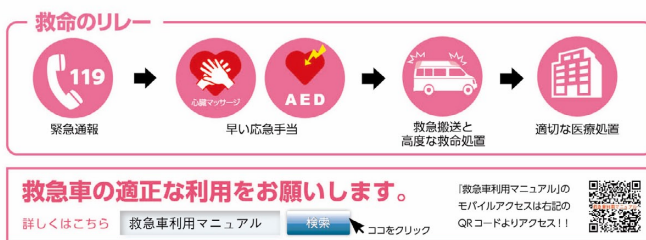
消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



「助けたい」思いはひとつ。
つなげよう、救命のリレー!!

9月9日は救急の日

心肺停止状態の人を助けるには、迅速な「救命のリレー」が不可欠です。「助けたい」思いから、救命のリレーによって一命を取り留めた人は少なくありません。あなたも「いざ」というときのために救命講習を受けましょう。あなたの行動で大切な命が救えます。



主催：消防庁・厚生労働省・都道府県・市町村・日本医師会・日本救急医学会・全国消防長会 制作：財団法人 救急振興財団

PRINTED WITH SOY INK このポスターは再生紙を使用し、大豆インクで印刷しています。

平成23年度「救急の日」啓発用ポスター

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

いざというときに役に立つ 専門家集団であるために



消防研究センター 所長 **松原 美之**

私は、消防研究センター（以下、消防研究所時代も含めて「消防研」と略記。）が、「いざというときに役に立つ専門家集団」でありたいと願っております。消防研は総合的な消防防災研究機関としての幅広い使命を担っており、「発生する災害に立ち向かう消防を、科学技術的側面から支援する」ことは、その最重要な使命と信ずるからです。

一方、人的に限られた集団が「いざというときに役に立つ」ことを維持するのは容易ではないと、痛感し続けてもおります。国際救助隊のブレインズ博士をはじめ多くの、スーパー専門家がS Fの世界には登場しますが、こうしたスーパー専門家は実在しません。

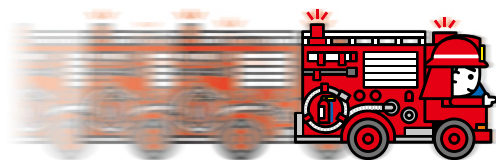
「深い知識を有すること」と「広範な領域にわたって知識を有すること」を両立させる困難性です。特に、消防が直面する場面では、単に知っているというレベルの知識ではなく、肌で知っているレベルの深い知識が求められることが殆どです。災害対応では「生兵法はけがの元」という事態は避けるべきなのです。

「では、どうすれば、良いのか？」というのが、消防研所長としての私が抱えている課題です。

ゴミ固形化燃料（RDF）爆発火災（平成15年）やナフサタンク全面火災（平成15年）の消火活動、新潟県中越地震（平成16年）や岩手・宮城内陸地震（平成20年）の土砂災害現場での救助活動等々、多くの消防活動現場で消防研研究官が、専門的知見を活かして消防隊を支援することが出来たと自負しておりますが、当時を振り返ると「30人という少ない研究官の中に、よくぞ、今必要とする知見を持った者がいてくれたものだ！」と胸をなで下ろしたものでした。

災害に専門家として迅速に対応できるためには、事態が発生してから研究を開始するのでは遅く、事前に十分に知見の蓄積をし、備えておくことが肝要です。将来発生するかも知れない事態に備えて研究課題を選定すること、戦略的に研究課題を選定する重要性がここにあります。

平成23年3月11日の東日本大震災を経験し、「国民の生命、身体及び財産を火災・災害から守る」という消防の任務に対して、「科学技術の研究開発」がいかに貢献しうるかが問われていることを強く意識しております。災害の未来を見通す“先見性”、国内外の他者との連携をはかる“連帯性”、災害発生などに対応して計画を変更する“即応性”が不可欠であると感じますし、そのためにこそ、目先のニーズにのみ追われることなく地道な努力を続け基礎力を蓄積する“継続性”が重要です。こうした認識のもと、よりよい消防研を目指して努力を続けたいと考えております。



「たばこ火災被害の低減対策に関する協議会」 中間取りまとめの公表

予防課

1 協議会設立の背景について

住宅火災の死者数は、平成17年の1,220人をピークに減少してきているものの、10年前（平成11年981人）と比較しても依然として高い水準（平成21年1,023人）が続いています。消防庁及び各消防機関等では、平成23年6月の「住宅用火災警報器」設置義務化の全面施行に向けた取組を総力で進めてきましたが、住宅火災による死者を一人でも多く減らすためには「火災の発生原因」そのものに着目した取組も重要であり、特に、発火源別死者数で例年1位となっている「たばこ」に関しては、これまで各消防機関において春秋の全国火災予防運動の機会をとらえ広報活動等を行ってきたところでありますが、今後はさらに一歩進んだ取組が求められています。

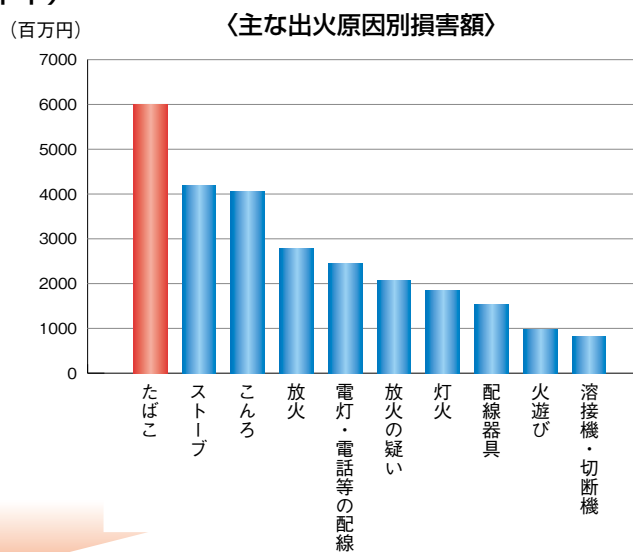
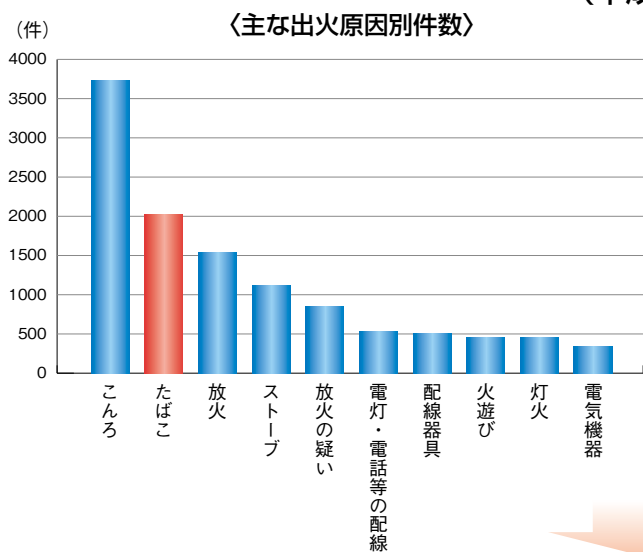
消防庁では、たばこ火災被害の低減に向けた取組の強化のため、消防機関及びたばこ関係者等とともに「たばこ火災被害の低減対策に関する協議会」を設立し、今後の火災被害軽減のあり方について協議を行っていくこととしました。

2 中間取りまとめの公表について

このたび、第1回から第3回までの当協議会における結果を、中間取りまとめとして公表しましたので、その概要について紹介します。

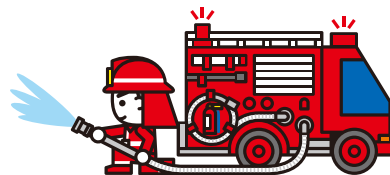
この中間取りまとめでは、低延焼性たばこ（米国、カナダ、フィンランド、オーストラリア等において、法令による義務化が近年急速に進んでおり、EUにおいても

住宅火災における主な出火原因別件数・損害額 (平成21年中)



件数では「こんろ」に続き、「たばこ」が2位。一方で、損害額では「たばこ」が1位*。

*「こんろ」は件数は多いものの、初期対応により「ぼや」で済むことも多い。



早ければ本年11月に規制が施行される予定)の導入の要否に係る具体的な議論に向け、低延焼性たばこの火災抑制効果の検証を行うこと、消防機関とたばこ関係者の連携による注意喚起広報の強化等が合意されています。

※中間取りまとめ全文は消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>) に掲載しています。

中間取りまとめ【概要版】

H23. 6

たばこ火災被害の低減対策に関する協議会

第1 はじめに

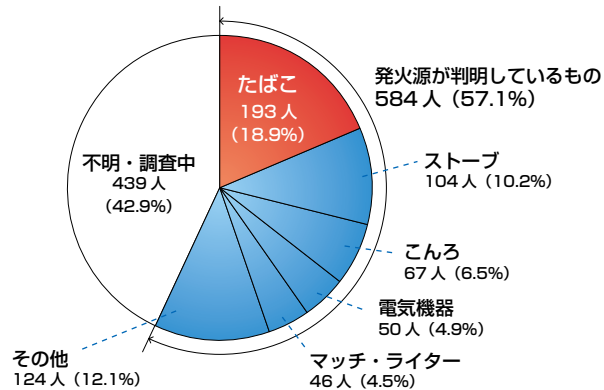
- ・本協議会は、たばこ火災被害の低減を目指し、諸外国の事例を参考にしつつ、たばこに係る出火原因の各要素（発火源、経過、着火物）に着目した対策を総合的に進める観点から議論
- ・中間報告では、現在までの協議結果を取りまとめ

第2 現状

- 1 「発火源」としてのたばこの安全対策の現状
 - ・米国・カナダ・フィンランド・オーストラリア等では低延焼性たばこの義務化が急速に進捗
 - ・EUでは早ければ本年11月に規制が施行予定
 - ・低延焼性たばこの導入による火災抑制効果については様々な議論
- 2 たばこ火災に至る「経過」に着目した注意喚起活動等の現状
 - ・消防機関では、住民に対する注意喚起を継続的に実施
 - ・たばこ関係者では、主として喫煙者に対するマナー等の啓発活動を実施
- 3 たばこの「着火物」となりうる寝具類・衣類等に係る防災対策の現状
 - ・米国や英国等では、寝具類や衣類など規制による対策の義務化
 - ・日本では、住宅における防災品の使用促進に係る取

住宅火災による発火源別死者数 (平成21年中)

〈発火源別死者数(計1,023人、放火自殺者等を除く)〉



- ・発火源別死者数の1位は「たばこ」であり、全体の2割弱(18.9%)を占める。
- ・「発火源が判明しているもの」に限ると、「たばこ」が1/3(193人/584人=33.0%)を占める。

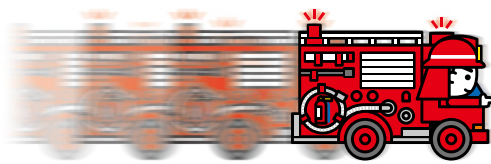
組を実施(規制の対象外)

第3 協議結果

- 1 「発火源」に着目した対策の導入
 - ・低延焼性たばこの導入の要否に係る具体的な議論に向け、低延焼性たばこの火災抑制効果の検証を実施
- 2 「経過」に着目した対策の強化
 - ・関係者各自の取組の継続に加え、新たに相互の連携を図りつつ、たばこ火災に関する注意喚起広報を強化
- 3 「着火物」に着目した対策の強化
 - ・消防庁で、今後の住宅防火基本方針を検討する場等を活用して、防災品のさらなる使用促進に向けた方策について、防災規制のあり方を含め議論

第4 まとめ

- ・平成23年度も本協議会のもと、さらに必要な検証・検討等を行い、年内に最終的な結論を得ることを確認



平成22年(1月~12月)における火災の状況(確定値)

防災情報室

1 総出火件数は4万6,620件、前年同期比4,519件の減少

平成22年(1月~12月)における総出火件数は、4万6,620件であり、前年と比較しますと、4,519件の減少(-8.8%)となっています。

これは、おおよそ1日あたり128件、11分ごとに1件の火災が発生したことになります。

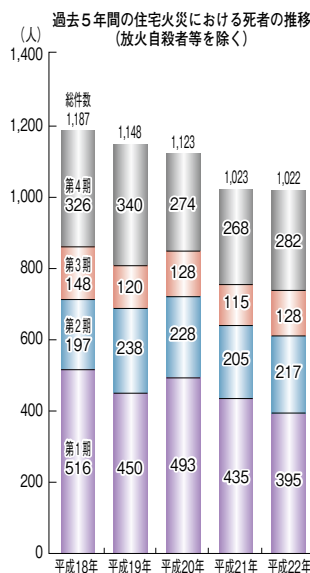
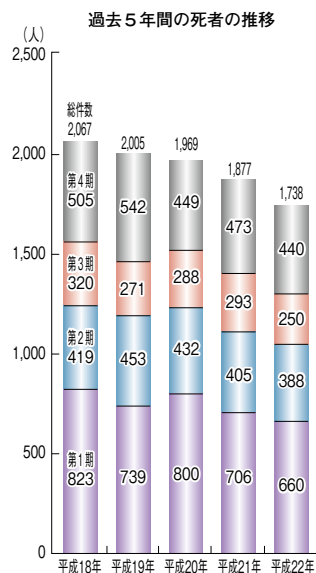
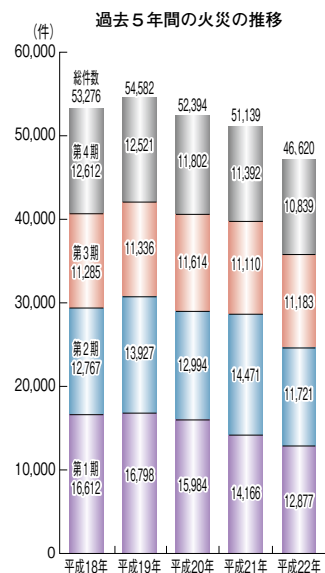
また、火災種別ごとにみますと次表のとおりです。

平成22年(1月~12月)における火災種別ごとの出火件数

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減率(%)
建物火災	27,137	58.2%	△1,235	△4.4%
車両火災	5,042	10.8%	△284	△5.3%
林野火災	1,392	3.0%	△692	△33.2%
船舶火災	85	0.2%	△24	△22.0%
航空機火災	3	0.0%	△1	△25.0%
その他火災	12,961	27.8%	△2,283	△15.0%
総出火件数	46,620	100.0%	△4,519	△8.8%

2 火災による死者は139人の減少、負傷者は349人の減少

火災による死者は、1,738人で、前年と比較しますと139人の減少(-7.4%)となっています。



※ 第1期(1月~3月)、第2期(4月~6月)、第3期(7月~9月)、第4期(10月~12月)

また、火災による負傷者は、7,305人であり、前年と比較しますと349人の減少(-4.6%)となっています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)は1,022人で、1人の減少

建物火災における死者1,314人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、1,186人であり、さらにそこから放火自殺者等を除くと1,022人で、前年と比較しますと、1人の減少(-0.1%)となっています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は90.3%で、出火件数の割合56.9%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)の約6割が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)1,022人のうち、641人(62.7%)が65歳以上の高齢者であり、前年と比較しますと、13人の増加(2.1%)となっています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年と比較しますと、逃げ遅れ604人(1人の増・0.2%)、着衣着火44人(10人の減・-18.5%)、出火後再進入23人(1人の減・-4.2%)、その他351人(9人の増・2.6%)となっています。

5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「こんろ」

全火災4万6,620件を出火原因別にみますと、「放火」5,612件(12.0%)、「こんろ」4,694件(10.1%)、「たばこ」4,475件(9.6%)、「放火の疑い」3,939件(8.4%)、「たき火」2,515件(5.4%)の順となっています。



また、「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、9,551件(20.5%)となっています。

6 住宅防火対策への取組

平成16年6月の消防法改正により、全住宅について、寝室等に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅については平成18年6月1日から既に義務化されており、既存住宅についても市町村条例の規定により順次義務化され、本年6月1日に全ての市町村で義務化となりました。消防庁が平成22年12月時点で推計を行った全国の普及率は約64%で、既に義務化済みの地域でも71%に留まっています。

このため消防庁では、平成20年12月の住宅用火災警報器設置推進会議において決定された「住宅用火災警報器設置推進基本方針」に基づき、報道機関や広報誌等と連携した広報の実施や消防団、婦人(女性)防火クラブ、自主防火組織等と連携した普及・啓発活動等により住宅用火災警報器の早期設置の促進等を図っているところです。

また、平成23年度予算案に普及率が特に低い低所得の聴覚障がい者を対象に、聴覚障がい者対応型の住宅用火災警報器の設置支援を行うための予算(3.2億円)を計上しており、地方交付税措置による支援と合わせて、更なる普及に取り組んでいくこととしています。

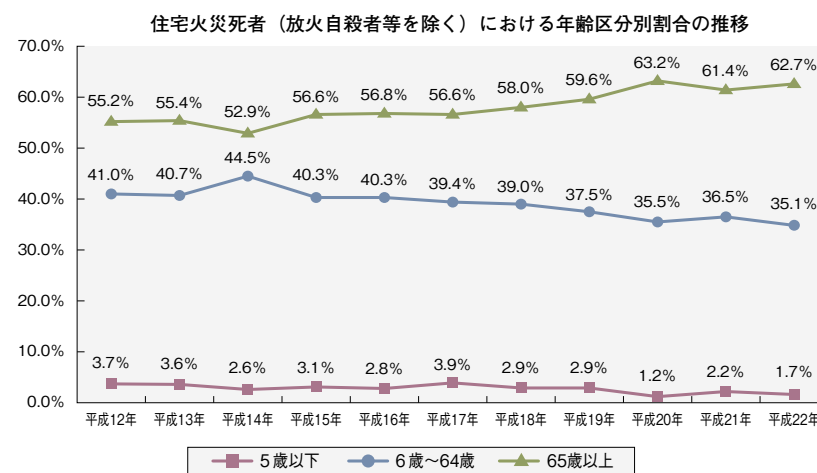
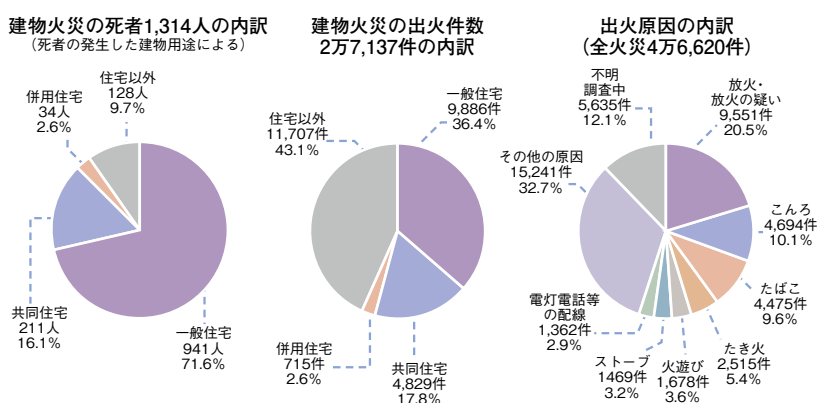
これらのほか、平成22年度は、広報、普及・啓発活動の積極的な推進に資する住宅防火対策推進シンポジウムを全国17か所で開催したほか、今年度も春・秋の全国火災予防運動等の機会をとらえ報道機関や消防機関等と連携した普及啓発活動を行うなど、住宅用火災警報器等の設置推進活動を行っていきます。

7 放火火災防止への取組

放火及び放火の疑いによる火災は9,551件で総出火件数の20.5%を占めています。

消防庁では、ソフト対策としては、春・秋の全国火災予防運動において放火防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知し、全国で放火火災防止対策戦略プランに基づきチェックリストを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取組が進められています。

また、ハード対策としては、放火行為の抑制に効果が



※ 住宅火災死者は、死者の発生した建物用途による

期待される放火監視機器の開発・普及を促進するため、「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン」の策定を行うとともに、現在、全国4地域に放火監視機器を設置し、効果の検証を行っています。

8 林野火災への取組

林野火災の件数は、1,392件で、前年より692件減少(-33.2%)し、延べ焼損面積は約755haで、前年より約309ha減少(-29.0%)しています。

例年、空気が乾燥する春先に林野火災が多発していることから、本年も「林野火災に対する警戒の強化について(平成23年2月14日消防特第11号)」を各都道府県等へ発出し、入山者や林業関係者等に対する林野火災予防の徹底・警戒強化やヘリコプターによる空中消火の積極的な活用等について周知しました。

また、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、平成23年は「その油断 緑の森を 火の海に」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけました。

災害時要援護者の 避難支援対策の 調査結果について

防災課

1 調査の経緯

高齢者や障がい者などの災害時要援護者の避難対策については、あらかじめ市区町村と地域のコミュニティが一体となって避難支援体制を確立しておくことが重要です。

政府としては、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改訂）を参考に、市区町村において災害時要援護者の避難支援の取組方針等（全体計画、災害時要援護者名簿、個別計画）が策定・整備されるよう促進しております。

【全体計画】

各市区町村が地域の実情を踏まえ、要援護者対策の基本的な方針、要援護者の対象範囲、要援護者についての情報収集・共有の方法など、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにしたもの

【災害時要援護者名簿】

要援護者の名前等が掲載され、災害時に市区町村、自治会・町内会等自主防災組織、民生委員等が避難支援や安否確認等を行う際に活用できるもの

【個別計画】

個々の要援護者ごとに避難支援者との関連付け等を明らかにした具体的な計画で、災害時に、自治会・町内会等自主防災組織、民生委員等が避難支援等を行う際に活用するもの

このことを踏まえ、消防庁において、都道府県との連携の下、平成23年4月1日現在における各市区町村の取組状況を調査し、結果を取りまとめて公表しました。

今回の調査では、東日本大震災による被害が大きかった岩手県、宮城県及び福島県の3県については、各県と相談の上、宮城県及び福島県内にあつては全市町村、岩手県内にあつては一部市町村を調査の対象外（計103団体）としております。

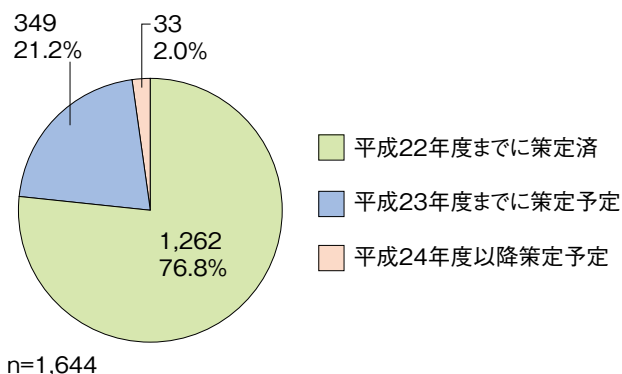
（注）本概要において掲載している前回（平成22年3月31日現在）の調査結果は、今回の調査結果と比較するため、今回の調査で対象外とした市区町村（宮城県及び福島県内の全市町村並びに岩手県内の9市町村・計103団体）を除いて、再集計した結果（調査対象1,647団体）を掲載しています。

2 調査結果の概要

(1) 全体計画の策定状況

平成23年4月1日現在では、調査団体（1,644団体）のうち76.8%（1,262団体）が策定済となっており、平成23年度末までに策定を予定している団体（349団体）を合わせると98.0%（1,611団体）となっています。

なお、今回の策定済の割合は、前回（平成22年3月31日現在）の調査結果では65.5%（1,079団体）であり、前回調査から11.3ポイント増加しています。

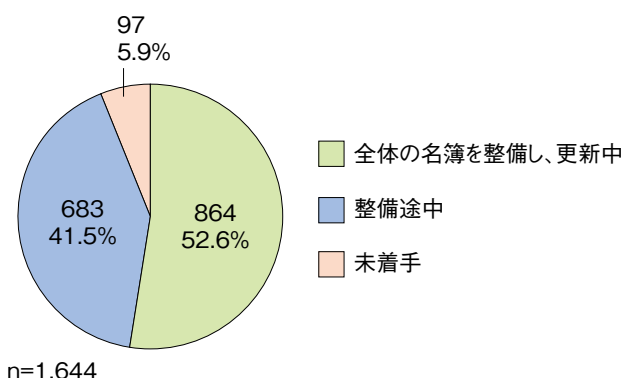


(2) 災害時要援護者名簿の整備状況

ア. 名簿の整備状況

平成23年4月1日現在では、調査団体（1,644団体）のうち52.6%（864団体）が名簿を整備して更新中となっており、整備途中の団体（683団体）を合わせると94.1%（1,547団体）となっています。

前回（平成22年3月31日現在）の調査結果では、更新中及び整備途中（整備中）は88.2%（1,452団体）であり、前回調査から5.9ポイント増加しています。



イ. 名簿の整備方法

名簿を整備して更新中又は整備途中と回答した1,547団体において、名簿の整備方法として一番多かったのは、「②同意方式と③手上げ方式の組合せ」の22.8%（353団体）、次に「③手上げ方式のみ」の17.0%（263団体）の順になっています。

①関係機関共有方式：

個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人の同意を得ずに、平常時から関係機関等間で情報を共有する方式

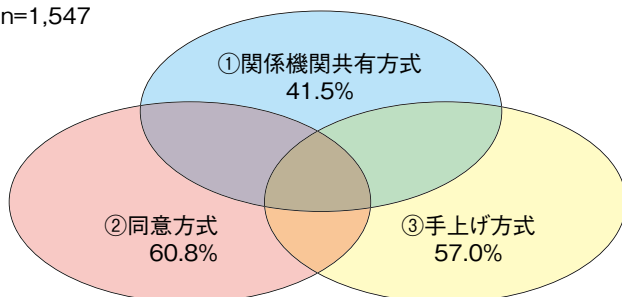
②同意方式：

要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式

③手上げ方式：

要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式

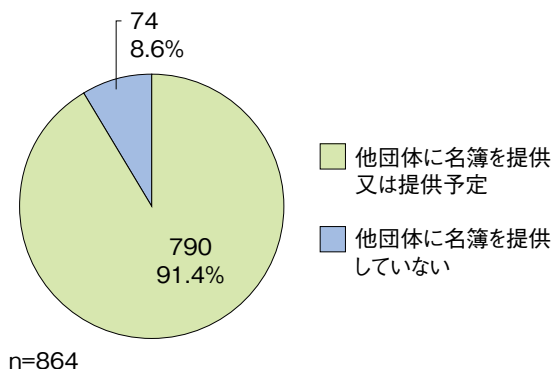
n=1,547



①のみ	14.7%	(227)
②のみ	14.9%	(230)
③のみ	17.0%	(263)
①+②	9.6%	(148)
①+③	3.7%	(58)
②+③	22.8%	(353)
①+②+③	13.5%	(209)
その他	3.8%	(59)

ウ. 名簿の提供状況

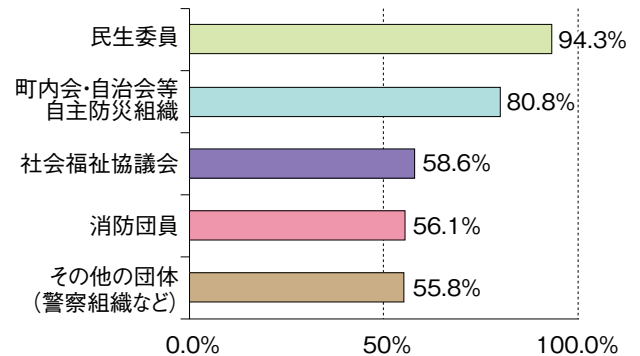
全体の名簿を整備して更新中と回答した864団体のうち、他の団体に名簿を提供又は提供予定の割合は、91.4% (790団体) となっており、提供のための手続きが途中、行政で対応するなどの理由により他団体に名簿を提供していないと回答した団体の割合は8.6% (74団体) となっています。



エ. 名簿の提供先

全体の名簿を整備し更新中の団体のうち、他団体に名簿を提供又は提供予定と回答した790団体の94.3%が民生委員を、80.8%が町内会・自治会等自主防災組織を、58.6%が社会福祉協議会を、56.1%が消防団員を名簿の提供の対象としています。

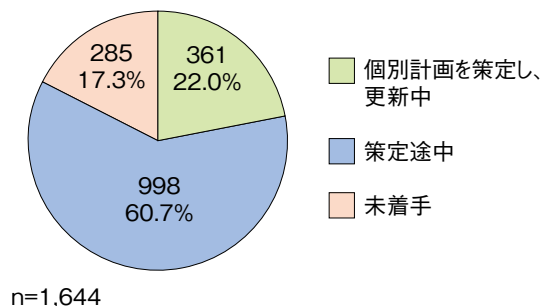
(複数回答) n=790 m.t.=345.6%



(3) 個別計画の策定状況

平成23年4月1日現在では、調査団体(1,644団体)のうち22.0% (361団体) が個別計画を策定して更新中となっており、策定途中の団体(998団体)を合わせると82.7% (1,359団体) となっています。

前回(平成22年3月31日現在)の調査結果では、更新中及び策定途中(策定中)は71.8% (1,183団体) であり、前回調査から10.9ポイント増加しています。



3 今後の取組

消防庁としては、引き続き、都道府県、関係省庁等と連携しながら、市区町村において、早期に要援護者の避難支援の取組方針等が策定されるよう要請するなど、実効性のある災害時要援護者対策が推進されるよう努めてまいります。

調査結果の詳細については、消防庁ホームページに掲載しています。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList5_6.html

「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の安全対策に係る検討会」の発足

危険物保安室

1 目的

近年、燃料電池自動車の利便性の向上を図るために、従来（35MPa）より高圧の水素ボンベ（70MPa）が搭載された燃料電池自動車の実用化に向けた取組が進められており、今後、温室効果ガス排出抑制の観点からも、高圧の水素充てん設備を設置する給油取扱所が増加することが予想されます。水素充てん設備の充てん圧力が従来よりも高圧になることにより、水素充てん設備等で事故が発生した場合に給油取扱所や周辺施設に与える影響が増大するおそれがあることから、水素充てん圧力が高圧になることに伴って発生する危険性を分析・評価し、給油取扱所に高圧の水素充てん設備を設置する場合に必要な安全対策を確保するための技術基準の策定が急務となっています。



第1回検討会の様子

このような状況を踏まえ、給油取扱所に従来より高圧の水素充てん設備を設置する場合の火災予防上必要な安全対策の確保方策について検討することを目的に、「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の安全対策に係る検討会」を発足し、7月14日に第1回検討会を開催しました。

圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の安全対策に係る検討会委員

(五十音順、敬称略)

(座長)

林 光一 青山学院大学 理工学部 教授

(委員)

荒木 敬一 全国石油商業組合連合会推薦委員

遠藤 明 財団法人石油エネルギー技術センター
自動車・新燃料部 首席主任研究員

大竹 晃行 東京消防庁 予防部 危険物課長

河津 成之 社団法人日本自動車工業会 燃料電池自動車分科会 分科会長

久保山孝治 財団法人エンジニアリング協会推薦委員

越谷 成一 川崎市消防局 予防部 危険物課長

地引 幸雄 市原市消防局 危険物保安課長

胎中 利夫 石油連盟 給油所技術専門委員会委員長

高橋 雅樹 日本ガソリン計量機工業会 幹事

塚目 孝裕 消防研究センター 技術研究部 主幹研究官

鶴田 俊 秋田県立大学 システム科学技術学部
教授

細井 敬 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 新エネルギー部 燃料電池・水素グループ 主任研究員

松浦 晃弘 危険物保安技術協会 企画部 企画課長

三石 洋之 財団法人日本自動車研究所 F C ・ E V 研究部 主任研究員

吉田 克巳 石油連盟 水素・F C 専門委員会委員

2 内容

検討会では、次の項目について検討を行います。

- (1) 給油取扱所に従来より高圧の水素充てん設備が設置される場合の危険要因の抽出・分析について
- (2) 給油取扱所に従来より高圧の水素充てん設備が設置される場合の安全対策のあり方について
- (3) その他、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の技術基準に係る必要な事項について

3 第1回検討会の内容

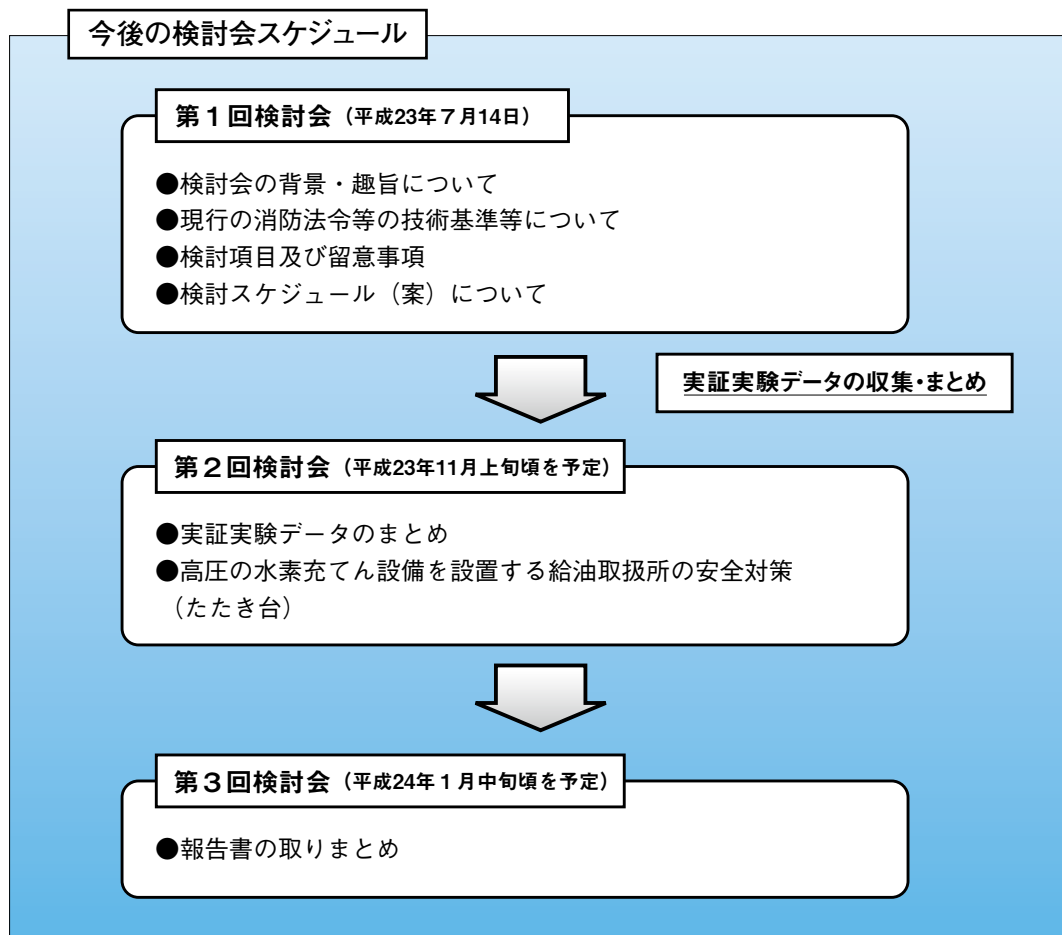
7月14日に開催された第1回検討会では、検討会の趣旨が説明され、現行の圧縮水素充てん設備設置給油取扱所について、安全対策の考え方や技術基準の概要説明が行われました。

また、具体的な検討内容について議論が行われ、給油取扱所（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（いわゆるセルフ給油取扱所）も含む。）に高圧の水素充てん設備を設置する場合に必要な安全対策等について検討を進めることとされました。

4 今後の検討スケジュール

第1回検討会における議論を踏まえ、実証実験データの収集及びまとめを行い、その結果等を踏まえ、高圧の水素充てん設備を設置する給油取扱所の安全対策等について第2回検討会で検討を行うこととしています。

さらに、第2回検討会で具体的に検討を行った後、平成24年1月中旬を目途に安全対策のあり方について取りまとめることとしています。



「福島原発事故において活動した消防職員の長期的な健康管理検討会」の発足

特殊災害室

1 目的

消防庁では、本年3月11日の東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力株式会社福島原子力発電所事故において、福島第一原子力発電所3号機への放水活動等を実施した消防職員の健康状態の把握方法や管理方法等について検討を行い、長期的な健康管理を行うことを目的とした検討会を発足しました。

2 検討項目

- ・健康状態の把握に関すること
- ・健康診断結果の確認に関すること
- ・心のケアに関すること
- ・健康診断結果の管理に関すること

3 スケジュール

第1回 平成23年7月19日

第2回 平成23年11月頃

※検討会における検討結果を踏まえ、健康管理を実施していく予定としています。

福島原発事故において活動した消防職員の 長期的な健康管理検討会委員名簿

(五十音順、敬称略)

(座長)

明石 真言 放射線医学総合研究所理事

(委員)

岡本 修二 東京消防庁参事兼人事課長

児玉 和紀 放射線影響研究所主席研究員

小西 聖子 武蔵野大学人間関係学部教授

坂本 哲也 帝京大学救急医学教授

百瀬 琢磨 日本原子力研究開発機構東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所放射線管理部次長兼放射線管理第2課長

森村 尚登 横浜市立大学救急医学教授

山口 芳裕 杏林大学救急医学教授



緊急消防援助隊による3号機への放水
(東京消防庁HPより)

平成22年中の 救急搬送における 医療機関の受入状況等 実態調査の結果

救急企画室

1 背景

救急搬送における医療機関の受入照会回数が多数に及ぶ事案が各地に見られるなど、救急体制については各地域において様々な課題があると指摘され、消防庁では、平成19年から救急搬送における医療機関の受入状況等について実態調査を行ってきました。

このたび、平成22年中の救急搬送における医療機関の受入状況等の実態調査の結果がまとまりましたので報告します。

※ 本調査は、救急搬送における医療機関の受入状況等を緊急に把握するため、各消防本部における現時点での搬

送データを基に集計した速報値であり、今後、数値の変更があり得るものです。

2 平成22年における救急搬送の概況

全国の消防本部における救急搬送による総搬送人員は498万5,632人でした。このうち、本調査の対象となる搬送人員は次のとおりです。

1. 重症以上傷病者搬送人員 54万8,678人
2. 産科・周産期傷病者搬送人員 4万1,699人
3. 小児傷病者搬送人員 37万8,681人
4. 救命救急センター搬送人員 63万8,141人

※ 重症以上とは、搬送時に「医療機関で3週間以上の入院を要する」または「死亡」と診断されたものをいう。

※ 産科・周産期の搬送人員とは、産婦人科への搬送人員を含む。

※ 小児傷病者とは、15歳未満の傷病者をいう。

※ 救命救急センターとは、二次救急で対応できない複数診療科領域の重篤な患者に対し高度な医療技術を提供する三次救急医療機関施設をいう。

※ 調査対象の搬送人員数については、東日本大震災の影響により岩手県・陸前高田市消防本部のデータが集計不

表1 医療機関に受入れの照会を行った回数ごとの件数

		1回	2回~3回	4回~5回	6回~10回	11回~	計	4回以上	6回以上	11回以上	最大照会回数
重症以上傷病者	件数	357,226	58,524	10,913	4,741	727	432,131	16,381	5,468	727	42
	割合	82.7%	13.5%	2.5%	1.1%	0.2%	100%	3.8%	1.3%	0.2%	
産科・周産期傷病者	件数	13,064	1,941	403	166	18	15,592	587	184	18	26
	割合	83.8%	12.4%	2.6%	1.1%	0.1%	100%	3.8%	1.2%	0.1%	
小児傷病者	件数	279,333	55,384	7,923	2,669	332	345,641	10,924	3,001	332	34
	割合	80.8%	16.0%	2.3%	0.8%	0.1%	100%	3.2%	0.9%	0.1%	
救命救急センター搬送傷病者	件数	451,886	69,615	13,360	5,568	1,467	541,896	20,395	7,035	1,467	65
	割合	83.4%	12.8%	2.5%	1.0%	0.3%	100%	3.8%	1.3%	0.3%	

となったため含まれていない。

(1) 医療機関に受入れの照会を行った回数ごとの件数
(表1参照)

「1. 重症以上傷病者搬送人員」54万8,678人から転院搬送^{*}人員11万6,500人を除いた43万2,178人について調査した結果、受入医療機関が決定するまでに行った照会回数が4回以上のものは1万6,381件(全体の3.8%)、6回以上のものは5,468件(同1.3%)、11回以上のものは727件(同0.2%)ありました。最大照会回数は42回でした。

「2. 産科・周産期傷病者搬送人員」4万1,699人から転院搬送人員2万6,087人を除いた1万5,612人について調査した結果、受入医療機関が決定するまでに行った照会回数が4回以上のものは587件(全体の3.8%)、6回以上のものは184件(同1.2%)、11回以上のものは18件(同0.1%)ありました。最大照会回数は26回でした。

「3. 小児傷病者搬送人員」37万8,681人から転院搬送人員3万3,012人を除いた34万5,669人について調査した結果、受入医療機関が決定するまでに行った照会回数が4回以上のものは1万924件(全体の3.2%)、

6回以上のものは3,001件(同0.9%)、11回以上のものは332件(同0.1%)ありました。最大照会回数は34回でした。

「4. 救命救急センター搬送人員」63万8,141人から転院搬送人員9万6,215人を除いた54万1,926人について調査した結果、受入医療機関が決定するまでに行った照会回数が4回以上のものは2万395件(全体の3.8%)、6回以上のものは7,035件(同1.3%)、11回以上のものは1,467件(同0.3%)ありました。最大照会回数は65回でした。

※「転院搬送」とは、現に医療機関に収容されている者を当該医療機関から他の医療機関に搬送するものをいう。

(2) 現場滞在時間区分ごとの件数(表2参照)

「1. 重症以上傷病者搬送事案」において、現場滞在時間が30分以上のものは2万849件(全体の4.8%)、45分以上のものは5,513件(同1.3%)、60分以上のものは2,069件(同0.5%)ありました。

「2. 産科・周産期傷病者搬送事案」において、現場滞在時間が30分以上のものは1,077件(全体の6.9%)、45分以上のものは302件(同1.9%)、60分以上のものは102件(同0.7%)ありました。

表2 現場滞在時間区分ごとの件数

		15分未満	15分以上 30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 60分未満	60分以上 120分未満	120分以上	計	30分 以上	45分 以上	60分 以上
重症以上傷病者	件数	255,541	155,786	15,336	3,444	1,898	171	432,176	20,849	5,513	2,069
	割合	59.1%	36.0%	3.5%	0.8%	0.4%	0.04%	100%	4.8%	1.3%	0.5%
産科・周産期傷病者	件数	9,504	5,031	775	200	99	3	15,612	1,077	302	102
	割合	60.9%	32.2%	5.0%	1.3%	0.6%	0.02%	100%	6.9%	1.9%	0.7%
小児傷病者	件数	251,378	85,672	7,076	1,095	430	17	345,668	8,618	1,542	447
	割合	72.7%	24.8%	2.0%	0.3%	0.1%	0.005%	100%	2.5%	0.4%	0.1%
救命救急センター搬送傷病者	件数	336,312	178,288	19,712	4,662	2,733	215	541,922	27,322	7,610	2,948
	割合	62.1%	32.9%	3.6%	0.9%	0.5%	0.04%	100%	5.0%	1.4%	0.5%

「3. 小児傷病者搬送事案」において、現場滞在時間が30分以上のものは8,618件（全体の2.5%）、45分以上のものは1,542件（同0.4%）、60分以上のものは447件（同0.1%）ありました。

「4. 救命救急センター搬送事案」において、現場滞在時間が30分以上のものは2万7,322件（全体の5.0%）、45分以上のものは7,610件（同1.4%）、60分以上のものは2,948件（同0.5%）ありました。

(3) 受入れに至らなかった理由ごとの割合（表3参照）

「1. 重症以上傷病者搬送事案」において、受入れに至らなかった主な理由は、「手術中・患者対応中」21.1%、「処置困難^{*}」20.8%、「ベッド満床」19.2%、「専門外」11.9%となっています。

「2. 産科・周産期傷病者搬送事案」において、受入れに至らなかった主な理由は、「処置困難」23.8%、「手術中・患者対応中」18.1%、「専門外」15.4%、「ベッド満床」7.3%となっています。

「3. 小児傷病者搬送事案」において、受入れに至らなかった主な理由は、「専門外」26.4%、「手術中・患者対応中」23.1%、「処置困難」18.7%、「医師不在」8.0%となっています。

「4. 救命救急センター等搬送事案」において、受入れに至らなかった主な理由は、「処置困難」21.4%、「手術中・患者対応中」20.3%、「専門外」17.6%、「ベッド満床」14.9%となっています。

※ 「処置困難」とは、医療機関が、傷病者の症状に対処する設備・資器材がない、手術スタッフが不足している、傷病者の症状から手に負えないことを理由に受入れできないと回答したものをいいます。

(4) 照会回数11回以上の事案（表4参照）

「1. 重症以上傷病者搬送事案」において、受入れに至らなかった主な理由は、「処置困難」21.7%、「手術中・患者対応中」20.5%、「ベッド満床」20.2%、「専門外」13.2%となっています。

「2. 産科・周産期傷病者搬送事案」において、受入れに至らなかった主な理由は、「処置困難」38.8%、「手術中・患者対応中」13.8%、「ベッド満床」12.9%、「専門外」9.6%となっています。

「3. 小児傷病者搬送事案」において、受入れに至らなかった主な理由は、「専門外」32.4%、「処置困難」22.0%、「手術中・患者対応中」19.8%、「医師不在」4.8%となっています。

表3 受入れに至らなかった理由ごとの件数

		手術中・患者対応中	ベッド満床	処置困難	専門外	医師不在	初診(かかりつけ医なし)	理由不明その他	計
重症以上傷病者	件数	31,328	28,489	30,868	17,662	5,368	611	34,372	148,698
	割合	21.1%	19.2%	20.8%	11.9%	3.6%	0.4%	23.1%	100%
産科・周産期傷病者	件数	900	365	1,186	767	312	90	1,366	4,986
	割合	18.1%	7.3%	23.8%	15.4%	6.3%	1.8%	27.4%	100%
小児傷病者	件数	26,689	4,833	21,640	30,433	9,233	284	22,356	115,468
	割合	23.1%	4.2%	18.7%	26.4%	8.0%	0.2%	19.4%	100%
救命救急センター搬送傷病者	件数	37,982	27,801	39,960	32,993	7,845	462	39,947	186,990
	割合	20.3%	14.9%	21.4%	17.6%	4.2%	0.2%	21.4%	100%

「4. 救命救急センター等搬送事案」において、受入れに至らなかった主な理由は、「手術中・患者対応中」25.4%、「処置困難」20.5%、「専門外」16.5%、「ベッド満床」15.4%となっています。

3 まとめ

今回の調査結果から、平成22年中の救急搬送における照会回数の全体の状況を見ると、照会回数が4回以上の事案及び現場滞在時間30分以上の事案の占める割合は、重症以上傷病者搬送事案、産科・周産期傷病者搬送事案、小児傷病者搬送事案、救命救急センター搬送事案の全ての区分において、平成21年に比べ増加しています。また、照会回数が4回以上の事案の占める割合が全国平均を上回り、かつ、現場滞在時間30分以上の事案の全国平均を上回る団体は、特に首都圏、近畿圏等の大都市周辺部を中心に多く見られる結果が続いています。詳しい調査結果は、下記URL（消防庁ホームページ）をご覧ください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2307/230722_1houdou/03_houdoushiryoku.pdf

消防庁では、平成21年に消防法を改正し、都道府県において消防機関による傷病者の搬送及び医療機関による傷病者の受入れに関する実施基準を定めることとし、具体的には①傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われるように分類された医療機関のリスト、②消防機関が傷病者の状況を確認し、リストの中から搬送先医療機関を選定するための基準、③消防機関が医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準、④搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において、傷病者を受け入れる医療機関を確保するために、消防機関と医療機関との間で合意を形成するための基準等について定めなければならないこととされています。平成23年7月31日現在、44都道府県において策定されていますが、今後、各団体における実施基準の効果の詳細について、さらに検証するとともに、厚生労働省等と連携し、救急搬送・受入医療体制の更なる整備を図るため、諸課題の解決に取り組んでいきます。

表4 照会回数11回以上の事案における受入れに至らなかった理由と件数

		手術中・患者対応中	ベッド満床	処置困難	専門外	医師不在	初診(かかりつけ医なし)	理由不明その他	計
重症以上傷病者	件数	1,916	1,893	2,031	1,238	187	20	2,082	9,367
	割合	20.5%	20.2%	21.7%	13.2%	2.0%	0.2%	22.2%	100%
産科・周産期傷病者	件数	33	31	93	23	6	6	48	240
	割合	13.8%	12.9%	38.8%	9.6%	2.5%	2.5%	20.0%	100%
小児傷病者	件数	835	138	927	1,366	202	8	740	4,216
	割合	19.8%	3.3%	22.0%	32.4%	4.8%	0.2%	17.6%	100%
救命救急センター搬送傷病者	件数	5,237	3,174	4,228	3,394	390	78	4,114	20,615
	割合	25.4%	15.4%	20.5%	16.5%	1.9%	0.4%	20.0%	100%

第26次消防審議会を開催

総務課

平成23年6月27日（月）に、第26次消防審議会第1回目を開催しました。今回は、第26次の委員に改選後、初めての審議会となりましたので、委員の互選により吉井博明委員（東京経済大学コミュニケーション学部教授）が会長に選任され、会長代理には室崎益輝委員（関西学院大学総合政策部教授）が指名されました。その後、消防庁から「東日本大震災の被害状況及び消防の活動状況等について」などを報告し、東日本大震災を踏まえた今後の消防防災のあり方に関する審議が行われました。

なお、消防審議会の資料及び議事要旨は消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載しています。

【議事】

1. 第26次消防審議会の審議事項・スケジュール等
2. 東日本大震災を踏まえた今後の消防防災のあり方(案)
3. 東日本大震災を踏まえた消防庁における検討の状況
4. 東日本大震災の被害状況及び消防の活動状況等
5. 宮城県における緊急消防援助隊の活動報告（札幌市消防局発表）



第26次消防審議会の模様

消防審議会委員

（平成23年6月27日現在）

（会長）

吉井 博明 東京経済大学コミュニケーション学部教授

（会長代理）

室崎 益輝 関西学院大学総合政策学部教授

《消防審議会委員》

新井 雄治 全国消防長会会長

（東京消防庁消防総監）

石井 正三 社団法人日本医師会常任理事

国崎 信江 株式会社危機管理教育研究所代表

小出由美子 NHK視聴者事務局サービス開発部部长

棚橋 信之 社団法人日本経済団体連合会環境安全委員会安全部会長

田村 圭子 新潟大学危機管理室災害復興科学センター教授

永坂 幸子 愛知県婦人消防クラブ連絡協議会会長

根本 美緒 フリーアナウンサー

茂木なほみ 主婦連合会常任幹事

山本 忠 財団法人愛媛県消防協会会長

山本 保博 東京臨海病院院長

《消防審議会専門委員》

秋本 敏文 財団法人日本消防協会理事長

今村 文彦 東北大学大学院工学研究科教授

片田 敏孝 群馬大学大学院工学研究科教授

福和 伸夫 名古屋大学大学院環境学研究科教授

山根 峯治 富士重工業株式会社顧問

第16回危険業務従事者叙勲伝達式 平成23年安全功労者内閣総理大臣表彰式

総務課

第16回危険業務従事者叙勲伝達式

去る7月5日（火）日本青年館において、片山善博総務大臣ご臨席のもと、盛大に挙行されました。

叙勲を受章された方々は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等から防ぎよするとともに、消防力の強化、充実に尽力され、消防の発展に寄与された消防吏員の方々です。

第16回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章 …………… 408名

瑞宝単光章 …………… 202名



危険業務従事者叙勲伝達式において代表受領される若杉戦一氏



危険業務従事者叙勲伝達式において代表謝辞をのべられる森幹雄氏

平成23年安全功労者内閣総理大臣表彰式

去る7月1日（金）総理大臣官邸において、枝野幸男内閣官房長官、久保信保消防庁長官などご臨席のもと、盛大に挙行されました。

安全功労者内閣総理大臣表彰は、毎年7月1日を「国民安全の日」とし、「国民一人ひとりがその生活のあらゆる面において、施設や行動の安全について反省を加え、その安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、産業安全、交通事故、火災等国民の日常生活を脅かす災害の発生の防止を図る」という趣旨に基づき、行われているものです。

平成23年安全功労者内閣総理大臣表彰受賞者

個人4名、団体2団体



安全功労者内閣総理大臣表彰受賞者

平成23年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施について

応急対策室

1. はじめに

緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練（以下「ブロック訓練」という。）は、大規模災害発生時における緊急消防援助隊の活動技術及び連携活動能力の向上を目的に、平成8年度から全国を6つのブロックに区分して毎年実施してきたところです。

緊急消防援助隊は、3月11日に発生した東日本大震災に際し、平成16年の法制化以降初めてとなる消防庁長官の指示により、主たる被災3県を除く全国44都道府県から7,500隊以上の部隊が出動、長期間の活動を実施し、そのめざましい活動は内外から高く評価されており、東海地震等巨大地震発生の切迫性も指摘されている中で、その活動に対する期待は一層高まっています。

今年度のブロック訓練では、昨年度のブロック訓練の検証結果を踏まえ2月に策定した「地域ブロック合同訓練実施上の推進事項」に基づき、地域の実情に応じて設定した訓練内容をベースに、今回の震災での活動を踏まえた内容をも盛り込み、より実戦的な訓練を計画しております。

今年度は震災の影響により北海道東北ブロック訓練が中止となったことから5ブロックでの訓練となりますが、以下各地域ブロックにおける訓練計画の特色を紹介します。

2. 各地域におけるブロック訓練計画の特色

(1) 関東ブロック

①実施日 平成23年11月1日（火）・2日（水）

②訓練の特色 3か所の会場で分散並行型セミ・ブラインド型訓練を実施します（うち2会場で夜間訓練）。被災市の現地消防本部等へ指揮支援隊を配備するとともに、隣接ブロックからも先遣隊の参加を求め、より実戦的な参集効果を検証します。また、陸上自衛隊と連携し、大型ヘリコプターによる一部の部隊を対象にした参集訓練と併せ、広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）から大型ヘリコプターを活用した広域医療搬送訓練を実施します。

(2) 中部ブロック

①実施日 平成23年10月14日（金）・15日（土）

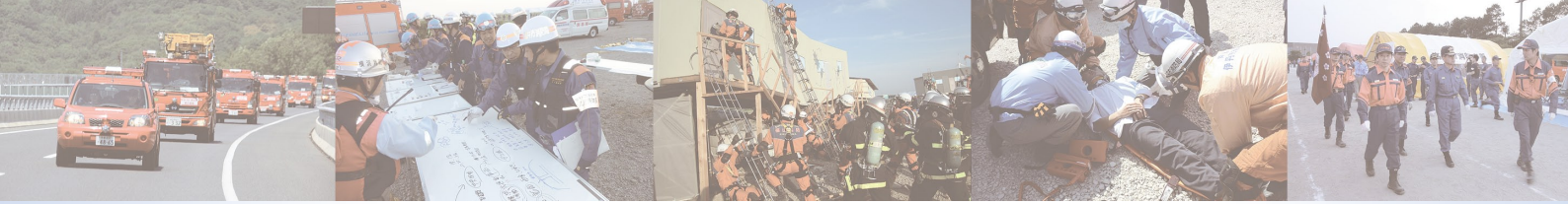
②訓練の特色 訓練を実戦的なものとするため、ブラインド型訓練を採用し、複数会場で分散並行型訓練を実施します。また、実働訓練の会場を海に面する石油コンビナート地区とし、陸上においては、大規模災害をはじめとした複数の訓練を



平成22年度北海道東北ブロック
図上訓練（郡山地方広域消防組合消防本部）



平成22年度中部ブロック
孤立地域救出訓練



平成22年度中国・四国ブロック
大規模火災消火訓練

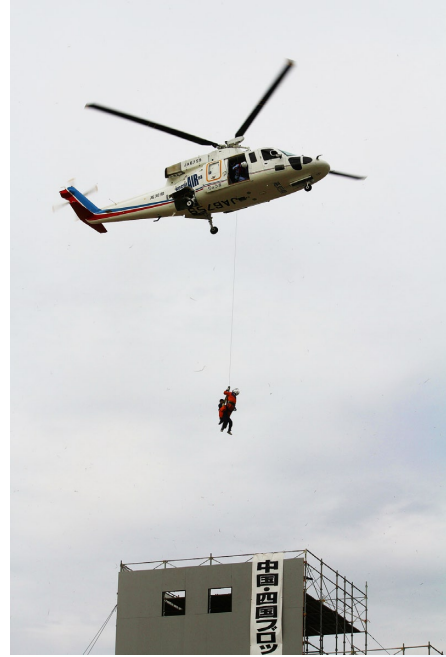
現地消防本部と各県隊の連携により行い、洋上には海上保安庁などの船舶を配置し、消防ヘリによる救助及び搬送訓練を行います。

(3) 近畿ブロック

- ①実施日 平成23年10月29日(土)・30日(日)
- ②訓練の特色 今回の震災で得た教訓や課題を積極的に取り入れたブライント型訓練を実施するとともに、消防応援活動調整本部訓練では少人数での設置、運営、webメール「すだちくんメール」を活用した参集確認を実施します。また自衛隊補給艦に設置した広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)での津波漂流者対応救助訓練を行うなど関係防災機関との連携を図った訓練を実施します。

(4) 中国・四国ブロック

- ①実施日 平成23年10月20日(木)・21日(金)
- ②訓練の特色 実戦に即した訓練とするため、実時間による参集と、迅速出動隊の先行調査を取り入れ、活動ミーティングによる情報共有を図ります。部隊運用訓練においては、山陽道の要所であり瀬戸内工業地帯を擁する広島県福山市の特色から、トンネル災害や石油タンク火災への対応を中心としたほか、自衛隊輸送艦内に広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)を設置するなど、自衛隊、海上保安庁、警察、D



平成22年度中国・四国ブロック
ビル倒壊事故救出訓練

MA T等関係機関との連携強化を図ります。

(5) 九州ブロック

- ①実施日 平成23年11月4日(金)・5日(土)
- ②訓練の特色 東日本大震災を受けて、津波による大規模災害を想定とした訓練を行います。宮崎市及び高鍋町の2か所を訓練会場として、迅速出動に関する実施要綱に基づき参集する先遣隊(4県隊)は、参集後直ちに救出訓練、部隊移動訓練等を実施します。また、部隊運用訓練においては、夜間も含めて、全県隊同時に救出訓練を実施することで、長時間にわたるより実戦的な厳しい活動を行います。

3. おわりに

国民の安心・安全な暮らしを守るため、ブロック訓練を通じて大規模災害時等の消防応援体制の充実強化を図ることができるよう、関係の皆様の一層のご協力をお願いします。また、このブロック訓練の実施結果につきましては、各ブロック実行委員会等の寄稿により12月号以降順次掲載していく予定です。



福岡県 春日・大野城・那珂川
消防組合消防本部
消防長 俵坂 安彦

脊振山系の恵まれた自然環境と ベッドタウンとして急速に都市化が進む街

春日・大野城・那珂川消防組合消防本部は、福岡県の西部に位置し、昭和45年に春日町と大野町の2町で「春日町大野町消防組合」として発足しました。その後、平成11年の那珂川町消防本部との合併を機に「春日・大野城・那珂川消防組合消防本部」と改称し、現在では、2市1町で構成しています。

当消防本部の管内人口は約25万6,000人、総面積は約116km²となっており、脊振山系の恵まれた自然環境を含む一方で、福岡市の南東部に隣接していることから、ベッドタウンとして急速に都市化が進んでいる地域です。



春日・大野城・那珂川消防組合
消防本部の庁舎

消防体制は、1本部・1署・4出張所、消防車12台・救急車6台で組織し、199名の消防職員と575名の消防団員により、管内住民の生命・財産を守っています。

消防救急デジタル無線の整備

当消防本部では、国のモデル事業として総務省消防庁の消防救急デジタル無線システム実証試験に採択され、昨年末から整備にかかり、4月20日には、九州総合通信局から無線局免許状が交付され、運用を開始しました。

この無線のデジタル化により、秘話性や音質の向上、データ通信が可能となるというメリットがあります。

当消防本部の消防救急デジタル無線の特徴は、①アプローチ回線、山上基地局の無線局舎及び鉄塔を既存の福岡県防災行政無線システムを借用することにより、基地局数の削減を実現し、整備費用の低廉化を図ってい

ます。②平成28年5月までの移行期間の広域災害等の応援時に備え、アナログ無線を併用できる車載無線機の導入を行っています。③管内の総合病院（1か所）に端末を設置し、病床情報や医師の診察可否情報を入力してもらい、データ通信機能を利用して救急車の車載端末にデータを送信し、スムーズな救急活動を目指しています。④車両動態管理として普段利用しているFOMA回線の途絶時には、デジタル無線をバックアップ回線として利用することができます。以上4点が当システムの特徴として挙げられます。

また、SCPC方式では、伝送速度という技術的な問題はありますが、将来はデジタル無線のデータ通信機能を利用して災害現場から指令センターへの画像伝送が行えれば、より効果的な消防活動に繋がるのではないかと考えています。

おわりに

当消防本部は、『融和強調』、『事故ゼロを目標にした安全な職場づくり』、『社会情勢に適應した住民感覚への対応』という3つのスローガンを掲げています。

これらのスローガンを念頭に置き、今後も住民の皆様に対してさらに質の高い消防サービスを提供できるよう、全職員が一丸となってより一層努力してまいります。



アナログ無線を併用できる
車載無線機の導入



病院病床情報伝送端末

瓦礫訓練施設完成・閉鎖空間からの救助（CSR）訓練実施

前橋市消防局

前橋市消防局は7月22日、当職員が手作りで作成した瓦礫訓練施設を使用し、閉鎖空間からの救助（CSR）訓練を実施しました。この訓練は、中央消防署及び東消防署隊の計7隊39名7台が参加し、災害対応能力及び救助技術の更なる向上、隊員の士気の高揚を図るために行いました。瓦礫訓練施設は、既設の訓練塔や煙道を含めU字溝等のコンクリート製品を組み合わせたもので、閉鎖空間における各種の救助技術を習得するためのコース設定が可能となっています。



職員手作りの瓦礫訓練施設での救助訓練を実施

地下貯蔵タンクの流出事故防止対策説明会を開催

坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部

坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部は7月28日、危険物の規制に関する省令及び告示の一部が改正されたことに伴い、管内の該当事業所を対象に、地下貯蔵タンクの流出事故対策説明会を開催しました。当日は、管内の地下貯蔵タンク設置事業所の関係者40名及び消防職員30名の計70名が参加をしました。法令改正の概要説明後、具体的な措置方法について説明会を実施しました。また、日々の日常点検についての重要性をご理解していただき、未然に事故防止に努めるようお願いしました。



多くの関係者が参加した地下貯蔵タンクの流出事故防止対策説明会

消防通信 望楼 ぼうろう

消防職員OBによる災害時情報収集員制度を発足

鈴鹿市消防本部

鈴鹿市消防本部は7月14日、消防職員OB25名で構成する鈴鹿消防災害時情報収集員（名称：鈴鹿消防先人隊）の制度をスタートさせました。この先人隊は、大規模災害発生時に、被災情報の収集と災害対策本部等への報告によって、被災者の救援体制を強化することを目的としているもので、主な任務は、情報収集に絞って活動します。また同日、鈴鹿市役所において委嘱式を行い、鈴鹿市長から委嘱状を手渡されました。収集員は「現役を退いたが、まだまだやれる、やらねばならない」と決意を語っていました。



まだまだやれる！ 鈴鹿消防災害時情報収集員発足

小学生が消防署体験入署

天草広域連合消防本部

天草広域連合消防本部は7月28日、小学生に消防の仕事を知ってもらい、火災予防の意識を高めてもらうと「消防署体験入署」を開催しました。今年、荅北町内の4年～5年の男女22人が参加、水消火器を使った倒しリレーや消火ホースを使った消火訓練をはじめ、高さ5.5mの訓練塔から救助袋を使った降下訓練や「火事だ～！」と叫ぶ大声コンテストも行いました。生徒たちは、様々な体験を通じ、火災の恐ろしさを改めて感じるとともに、夏休みの良い思い出となりました。



元気よく遠くまで届け！ 大声コンテスト

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

幹部科(第25期)

消防大学校では、消防本部の中核を担っている消防司令の階級にある職員を中心に、「消防に関する高度な知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成すること」を目的として、今年度も「幹部科」を4期(第25期～第28期)実施します。

幹部科第25期は、未曾有の被害をもたらした東日本大震災(平成23年3月11日・14時46分発生)の対応が続く、梅雨入り間もない6月14日の入校から7月28日の卒業までの45日間、58名により実施されました。

学生は、年明け間もない1月から約4か月間に渡るeラーニングによる事前教育と全寮制集合教育を修了し、全員が無事卒業しました。

幹部科のeラーニング教育は、平成18年度に導入したインターネットによる通信教育で、消防の基礎的な教育を入校前に行うことで、入校後の集合教育のレベルを高めています。

入校後は、消防法制の改正点、最新の消防行政の動向、危機管理、部下指導の講義や消防庁消防防災・危機管理センターにおける研修等のほか、大規模地震災害に対する消防組織の運営手法や緊急消防援助隊の受援・応援要

領等に関する実践的な訓練を行い、上級幹部として必要な知識、能力及び技術を総合的に修得していきます。

特に実科訓練では、災害時の指揮本部を想定した指揮訓練の中で、実際に現場指揮本部長、本部長を補佐する指揮担当、情報担当として活動するなど、熱のこもった訓練となりました。

このほか、複雑多様化・大規模化する災害に的確に対応するため、消防の幹部としての災害対応能力や関係機関との連携能力を高め、高度な指揮活動が行えるよう、図上訓練や指揮シミュレーション訓練等を行いました。

卒業式前日には、東日本大震災の発生により自らの消防本部が被災し、受援を体験した事例、緊急消防援助隊として実際に応援活動に従事した事例を災害事例発表として行い、学生は、当事者の生の声を聞くことにより、震災の悲惨と消防広域応援活動の重要性を再認識しました。

今後は、消防大学校で修得した幅広い知識・技術をいかんなく発揮し、地域の「安心と安全」のために、更なる活躍を期待します。



海上災害防止センターでの消火訓練



指揮隊運用実動訓練



指揮隊運用シミュレーション訓練



消防応援活動調整本部図上訓練

危機管理・防災教育科 トップマネジメントコース(第13期)

トップマネジメントコースは、地方公共団体の首長等を対象として大規模災害発生時における対応能力を修得することを目的に、平成17年から実施しており、今回で13回目となりました。

本年度は、平成23年7月15日、東京都千代田区のスクワール麹町において開催し、市町長をはじめ危機管理監、消防長等91名が受講しました。

午前中は、東京経済大学 吉井博明教授を講師に迎え、「自然災害に対する危機管理 ～過去問から学び、模擬試験で鍛える～」と題する講義を行いました。

本講義では、先に発生した未曾有の災害である「東日本大震災」を題材に、津波で多くの犠牲者が出た要因を分析するとともに、過去の津波警報時の避難行動と教訓を交え、災害発生時のトップの役割について教授いただきました。

午後は、Blog防災・危機管理トレーニング主宰の日野宗門先生による危機管理演習「状況予測型の図上訓練」を実施しました。

本演習では、「2月18日午後2時10分ごろ、震度6強

程度の地震が発生した」との想定を付与し、地震発生直後から3日後までを3時期に分け、状況等の予測、対応、課題について検討及び整理をしました。評価・検証では、コメンテーターとして、消防庁で災害・事故等の緊急事態発生時における情報集約等の初動対応を担当する国民保護・防災部 高橋哲郎応急対策室長、地震・防災行政に積極的に取り組んでいる静岡県危機管理部 近藤聡危機情報課長を迎え、専門的立場からのアドバイスをいただきました。

いずれの講義・演習においても、受講者は熱心にメモをとりながら聴き入っていました。

受講者からは、「過去の災害に学び、どのような対応を行えば良いのかが示され大変参考になった。」「自分で対応を真剣に考えることができた。」「予測、想定的重要性を理解、認識した。」等の感想が多く示されました。

今後、本コース受講者のリーダーシップの下、各地方公共団体において危機管理体制の一層の充実強化が期待されます。



状況予測型図上訓練の評価・検証



熱心に聴講する学生

消防大学校成績優秀者(学生番号順)

科 名 (期)	氏 名	所属消防本部 (都道府県)
幹部科 (第25期) 6月14日～7月28日 58名	依知川友桂里	市川市消防局 (千葉県)
	杉山 英樹	静岡市消防局 (静岡県)
	尾崎 浩司	赤穂市消防本部 (兵庫県)
	徳永 達也	中吉野広域消防組合消防本部 (奈良県)
	岩本 和也	宇城広域連合消防本部 (熊本県)
	隈江 康弘	串間市消防本部 (宮崎県)

ガス機器による火災及びガス事故の防止

予防課

都市ガスやプロパンガスは取扱いを誤ると火災や爆発などの大きな事故につながります。また、不完全燃焼による一酸化炭素中毒事故も恐ろしいものです。そこで、次の点に注意し、ガスによる火災や事故を防ぎましょう。

なお、消防庁ホームページでも「こんろ火災の恐怖とその対処方法」についての映像資料がご覧いただけます。
http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou_contents/materials/index.html

ガス機器の正しい取付け

- ① ガスこんろやガストーブを柱や壁に近づけて使用すると、壁面等を熱に強い材料で覆っていても、内部の木材が炭化して、低温でも発火することがあります。柱や壁などから間隔を取って使用してください。
- ② ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取付け、ひび割れ等の劣化がないか時々点検してください。

ガス機器の正しい取扱い

- ① ガス機器を点火した時は、必ず火がついたか確かめてください。
- ② ガスこんろで揚げ物等をしている際の火災が多く発生しています。揚げ物等をする際にはその場を離れず、またどうしても離れる場合は短時間でもこんろの火を必ず消してください。
- ③ 煮炊き等をする際も、鍋を火にかけたら目を離さないようにし、煮こぼれ等による炎の立ち消えや空焚き等がないように注意してください。
- ④ こんろの周囲は整理・整頓に努め、可燃物等に着火しないように注意してください。
- ⑤ 煮こぼれ等によるガスバーナーの目詰まりは不完全燃焼を起こし、有毒な一酸化炭素中毒の原因にもなります。日頃から適度な清掃に努めてください。



十分な換気

- ① ガスが燃焼するには、多量の新鮮な空気を必要とします。空気が不足すると不完全燃焼を起こし、有毒な一酸化炭素が発生しますので、換気扇を回す、窓を開けるなど換気に心がけましょう。
- ② ガス風呂釜や大型湯沸器等の排気筒が外れていたり、物が詰まった状態ですと排気が不十分になり不完全燃焼が起きることがあります。異常を感じたら、直ちに

排気筒が正常な状態にあるか点検してください。

ガス漏れに気付いた時の注意点

ガス漏れ等の異常に気付いた時は、ガスの元栓を閉め、窓を開けて空気の入換えをしてください。また、その際、換気扇、電灯等のスイッチやコンセントプラグには触れないでください。火花が発生し、爆発を起こす危険があります。

地震が発生した時の注意

- ① ガス機器を使用中に地震が発生した際は、火を消し、ガスの元栓を閉めてください。使用中のガス機器に近づけないような大きな地震の際は、まず身の安全を図り、揺れがおさまった後で対処してください。使用していたこんろ、湯沸器等は確実に消火してください。
- ② プロパンガスボンベを使用している場合は、必ず屋外の風通しのよい日陰に設置し、地震等で転倒しないよう鎖等で固定してください。

安全装置付ガス機器の使用

- ① ガス栓の不完全な閉止、炎の立ち消え、機器の老朽化等によって起きる事故を防ぐため、ヒューズコック、マイコンメーター等の安全装置やガス警報器を設置し、噴きこぼれによる「立ち消え安全機能」や油の温度が上がりすぎる前に自動的にガスが止まる「天ぷら油過熱防止機能」等の安全機能がついたガス機器を使用することが有効です。
- ② 安全暖房器具には、地震時や誤って倒した時に自動的に消火する「対震自動消火機能」の他に、ファンヒーターの消し忘れによる長時間運転時に自動的に消火する「消し忘れ自動消火機能」等がついているものがあります。ガスによる火災・事故を防ぐため、これらのガス機器を積極的に使用すると有効です。



天ぷら油過熱防止機能

住宅用火災・ガス・CO警報器の設置

ガス機器による火災や事故を総合的に防止するためには、ガス漏れと一酸化炭素の発生を検知する、ガス・CO警報器に、熱又は煙感知機能が加わった住宅用火災・ガス・CO警報器を設置することが有効です。



都市ガス用

LPガス用

住宅用火災・ガス・CO警報器

火山災害に対する備え

防災課

日本には110の活火山があります。国内では平成12年の有珠山、三宅島の噴火以来、大きな人的・物的被害を伴う火山噴火は発生していませんでしたが、霧島山（新燃岳）が平成23年1月26日に本格的マグマ噴火を開始しました。この他、桜島は定常的に噴火して火山灰を降らせていますし、浅間山でも平成21年に噴石の飛散を伴う噴火が発生しています。

主な火山災害の要因

噴石：火口から放出される大きな岩や石である噴石は、あたると人や家屋に大きな被害をもたらすことがあります。降ってきた場合には岩かけや丈夫な建物に身をよせましょう。

火砕流：高温のガス・溶岩片・火山灰などが一団となって、高温・高速で斜面を流れ下る現象。通過した所では、家屋などが全て焼き尽くされます。

土石流、火山泥流：火山灰が積もったところは水が地中にしみ込みにくいいため、雨が降ったり、火口付近の積雪が溶けて流れ出したりすると、土石流や火山泥流が発生することがあります。発生した場合には流れから遠ざかる方向へ逃げましょう。

火山灰：火山灰は噴火の大きさや上空の風の強さによっては1,000km以上も遠くまで飛んでいくことがあります。付着すると、農作物を枯らしたり、電線の切断や飛行機のエンジントラブルを引き起こすなど、生活に大きな影響を与えます。

この他、溶岩流や有毒な火山ガス、火山活動に伴う地震も火山災害をもたらす要因です。

噴火警報と噴火警戒レベル

火山活動の状況と、取られるべき防災活動を知らせる情報に「噴火警報」と「噴火警戒レベル」があります。噴火警報は居住地域や火口周辺に影響が及ぶ噴火の発生が予想された場合に発表され、噴火警戒レベルは「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」など必要な防



平成22年1月28日の霧島山（新燃岳）の噴火
(写真提供：気象庁)

災活動をキーワードで示して警戒を呼びかけます。

平成23年7月現在、霧島山（新燃岳）と桜島がレベル3（入山規制）、その他の火山はレベル2または1となっていますが、仮にレベル4（避難準備）以上に引き上げられた場合には、火山周辺地域では居住地域も含めて、避難準備又は避難という具体的な防災行動を迅速に取るのが強く望まれます。

火山災害から身を守るために

火山は、事前に噴火を予測できる場合がある一方で、ひとたび噴火すると、噴石・火砕流・泥流等が短時間で居住地域に襲来する可能性があります。このため、事前の迅速な避難が人的被害の有無を大きく左右します。

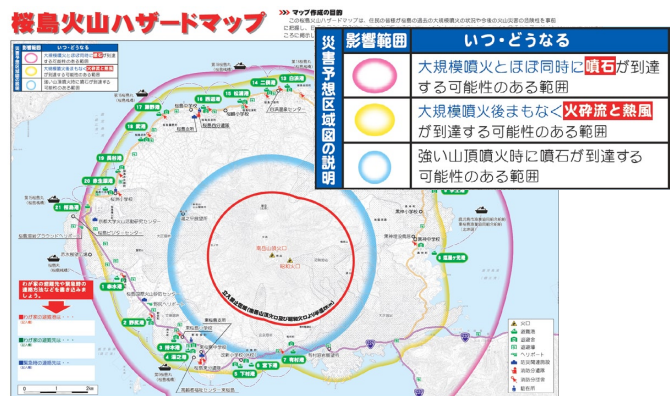
このことから、火山災害から身を守るためには、まず、ハザードマップを見て危険な区域を確認しておくことです。最近では、各地の火山でハザードマップや防災マップが作られています。避難のポイントなども説明しており、冷蔵庫やリビングの壁など見やすいところに貼っておき、いざというときに備えましょう。

次に、避難する場所や連絡方法、役割分担を家族で確認しておきます。休日などを利用して、あらかじめ家族みんなで避難場所や避難経路を下見しておきましょう。

そして、火山活動に大きな変化があった場合には「噴火警報」や市町村からの情報など、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車などの情報に注意しましょう。

市町村から避難の勧告や指示があった場合は、速やかにそれに従い、行動します。また特に危険な場所にいる人は、異常を感じたら避難勧告・指示を待たずに自主避難することも必要です。

なお、火山活動は想定している過去の事例どおりに推移するとは限らず、同じ火山でも噴火に至る過程や火口の位置などが異なることも珍しくありません。様々な事態に臨機応変に対処できるよう、実践的な訓練を通して「安全のための行動」を身につけることが重要です。



桜島火山ハザードマップ（鹿児島市発行）

地震に対する日常の備え

防災課

地震が発生した時、被害を最小限におさえるには、日頃からいざという時のための準備が大切です。

そのためには、皆さんが地震についての関心を持ち、地震発生時の安全確保や非常持出品について、普段から家庭で準備しておくことが大切です。

1. 家庭での防災会議

地震の時に家族が慌てず行動できるよう、日頃から話し合い、情報を共有しておきましょう。

- 地震はいつ起こるかわからないことから、時間帯によって誰が在宅しているかなど、様々なケースを想定し、話し合っておきましょう。
- 話し合いでは、想定したケースごとに分担を決めるほか、高齢者や乳幼児など家族構成も考慮し、次のようなことも相談しておきましょう。
 - ・家の中でどこが一番安全か
 - ・避難場所、避難路はどこか
 - ・非常持出袋はどこに置いてあるか
- 海岸で強い揺れに襲われたら、すぐに安全な高台に避難するなど津波避難について話し合っておきましょう。
- 住所、氏名、連絡先や血液型などの自分の情報を記載した避難カードを作成し、普段から携帯しましょう。



2. 家族との連絡方法の確認

家族が離ればなれで被災した時を考えて、お互いの安否の確認手段を考えておきましょう。

- 家族が離ればなれで被災した場合、自分の身の安全が確保できたら、次は家族の安否を確認しましょう。
- 被災地では、連絡手段が限られていますので、公衆電話等から利用できるNTTの「災害用伝言ダイヤル171」や、携帯電話の「災害用伝言板」などのサービスがあるので、活用方法を知っておきましょう。

3. 防災活動への参加

地震に備えるには、防災訓練などの地域の防災活動に積極的に参加しましょう。

- 地震の時に、初期消火や救出救助活動を行うには日頃

からの訓練が欠かせません。家族全員で防災訓練に参加しましょう。

- 9月1日は防災の日で、8月30日から9月5日は防災週間となっており、各地で防災訓練等が行われていますので、市町村役場などで確認しましょう。
- 災害などが発生した場合を想定し、参加者で被害状況や対応策について地図に書き込みイメージする「災害図上訓練」も行われています。
- 地域の自主防災組織などの活動に参加し、普段から地域で協力し合う体制を築いておきましょう。

4. 備蓄品・非常持出品を備える

地震が発生すると普段どおりの生活ができなくなることも考えられます。数日間生活できるだけの『備蓄品』を備えておきましょう。

地震の被害によっては、避難を余儀なくされることもあります。避難する時に持ち出す『非常持出品』を準備しておきましょう。

- 目安として最低限3日間程度の水や食料品を備蓄しましょう。
- 備蓄品は、家族構成、住居や地域の特性によって必要となるものは異なります。自分や家族にとって本当に必要なものを考えて準備しましょう。
- 備蓄品は、家族、地域の状況や消費期限などと照らし合わせて定期的にチェックし、必要に応じて入れ替えます。
- 非常持出品は、備蓄品の中から、避難生活に必要なものを選ぶのがよいでしょう。備蓄品にない場合は、必要に応じて準備しましょう。
- 非常持出品は、玄関や寝室など持ち出しやすいところに置いておき、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。背負える袋などにいれておけば、持ち出した時に両手が使えて便利です。



これらの情報は消防庁HPで詳しく紹介しております。
http://www.fdma.go.jp/bousai_manual/index.html

消防の国際協力に対する理解の推進

参事官

消防庁では、災害から国民の生命、身体及び財産を守るという万国共通の課題に対応するため、消防機関、外務省、独立行政法人国際協力機構等と連携・協力の下、消防分野の国際協力を次のとおり実施しています。

- 開発途上諸国への技術協力：研修員受け入れ（地方消防本部等との共同研修の実施）、専門家派遣等
- 国際交流：国際消防防災フォーラム、日韓消防行政セミナー、日中消防防災セミナー、海外の消防関係者との交流、国際会議・国際消防組織への参画等
- 国際緊急援助活動：国際消防救助隊による援助活動
- 消防科学技術の研究：国際共同研究、外国研究者の受け入れ、国際研究会議への参画

このうち主なものは、以下のとおりです。

海外からの研修生の受け入れについては、消火技術研修、救急救助技術研修及び火災予防技術研修の3コースの集団研修を、それぞれ北九州市消防局、大阪市消防局

及び東京消防庁を主な研修機関として実施しております。

これらの研修は、消火技術研修は昭和62年から、救急救助技術研修は昭和63年から、火災予防技術研修は平成2年からそれぞれ行われており、これまでの経験、創意工夫や熱意により内容の濃い研修が毎年実施されています。これまでこれら3コースへの研修参加者は、研修開始年からの累計で92か国547名（平成23年4月1日現在）にのぼります。

このほか、平成21年度から3年計画で、消防官の指導者であるベトナム消防大学校教官を対象に「消防活動指揮技術研修」を実施しております。最終年となる本年度の研修は、8月から約3週間、東京消防庁、横浜市消防局、川崎市消防局及び福岡市消防局の指導のもと、これまでの研修で習得した消防活動技術を用いて、自ら訓練想定を作成し、その想定に基づいて訓練を実施した消防

隊の活動評価を行う等、質の高い内容で実施されました。本研修終了後、帰国した研修生により日本で得た知見・技術が自国において展開され、消防行政の改善・向上が図られることを期待いたします。

海外におきましても、平成20年5月の中国四川省大地震後、中国全土の地震緊急救援を担う中国地震局の研修実施能力強化のため、平成22年度から「日中協力地震緊急救援能力強化計画プロジェクト」を実施しているところです。2年目となる本年度は4月より、長期及び短期専門家として東



ベトナム消防活動指揮技術研修



救急救助技術研修（大阪市消防局）



火災予防技術研修（東京消防庁）



消火技術研修（北九州消防局）

京消防庁から、短期専門家として札幌市消防局、川崎市消防局、名古屋市消防局、京都市消防局、福岡市消防局、北九州市消防局から中国への派遣に協力を頂き、継続的に現地の救助技術の指導にあたっております。また、災害応急対応能力の強化を目的として、我が国の災害応急対処に関わる行政官や研究者が短期専門家として現地の指導にあっており、本年7月に災害応急対応分野、8月に救助分野の幹部職員を中国から招へいし研修を実施したところです。今後とも、関係機関の協力のもと、本プロジェクトを推進していくこととしております。



日韓消防行政セミナー（東京）



日中協力地震緊急救援能力強化計画プロジェクト（中国）



国際消防防災フォーラム（インドネシア共和国）



NZ南島地震災害における国際消防救助隊（IRT）の救助活動

国際交流としましては、隣国である韓国及び中国の消防機関と相互理解を図り、連携・協力を推進することを目的として、それぞれ「消防防災セミナー」を開催しております。

また、アジア諸国における消防防災能力の向上や国際的なパートナーシップの涵養を図るため、海外において国際消防防災フォーラム（平成19年度ベトナム、平成20年度トルコ、平成21年度タイ、平成22年度インドネシア）を開催しております。第5回目を迎える本年度のフォーラムは、我が国に研修生を派遣している開発途上国の幹部職員を日本へ招へいし、日本国内研修及び開発途上国における指導者育成のあり方を題材とし開催する予定としております。

加えて、海外での大規模災害発生時における国際緊急援助活動として、本年2月に発生したニュージーランド南島における地震災害の救援のため、国際緊急援助隊（JDR）救助チームの一員として、第1陣（消防庁、東京消防庁、千葉市消防局、京都市消防局、相模原市消防局、高松市消防局）、第2陣（消防庁、東京消防庁、新潟市消防局）、第3陣（消防庁、東京消防庁、福岡市消防局）

にわたり国際消防救助隊員（IRT）33名をニュージーランドへ派遣し、被災地において救助活動を実施したところです。

また、被災地で各国の救助隊をリードすべき立場にある我が国の国際緊急援助隊（JDR）救助チームの更なる発展に資するため、本年10月から12月にかけて、約200名の国際消防救助隊登録隊員の参加のもと、海外で求められる救助技術の習得及び登録隊員間の連携強化を中心とし、全国3か所（東京、大阪、福岡）に分散して「国際消防救助隊の実戦的訓練」を実施することとしております。

消防分野における国際協力は、「顔の見える援助」、「参加型の協力」として、その重要性がますます大きくなってきており、急激な人口増加や都市化の進展により、火災等の災害による経済的損失も大きくなってきている途上国からのニーズも増大しているところです。

これら国際協力活動を積極的かつ継続的に実施するためには、消防機関をはじめ、関係機関のより一層の連携が不可欠となっておりますことから、関係者の皆様におかれましては、消防庁における国際協力に関する施策及び消防の国際協力に関するご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

7月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防危第129号	平成23年 7月 1日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	「危険物取扱者免状に関する事務処理手続きについて」の一部改正について
消防予第240号	平成23年 7月 1日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	「消防設備士免状に関する事務処理要領等について」の一部改正について

広報テーマ

9 月		10 月	
<ul style="list-style-type: none"> ① 9月9日は救急の日 ② 防災品の普及について ③ 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ ④ 原子力防災の取組等への理解の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 救急企画室 予防課 防災課 特殊災害室 	<ul style="list-style-type: none"> ① ガス機器による火災及びガス事故の防止 ② 火山災害に対する備え ③ 消防の国際協力に対する理解の推進 ④ 地震に対する日常の備え 	<ul style="list-style-type: none"> 予防課 防災課 参事官 防災課